

宮代町テニス協会規約（案）

第1章 総 則

- 第1条 本会は、宮代町テニス協会（以下「本会」と称する。
第2条 埼玉県テニス協会登録は、南埼玉郡テニス協会とする。

第2章 会 員

- 第3条 本会は、本会登録(個人、団体)会員（以下「登録会員」）、宮代町硬式テニスクラブ会員によって組織する。
第4条 本会は、宮代町在住、在勤、在学者により組織する。
但し、宮代町在住、在勤、在学者以外でも本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者は入会出来る。

第3章 目 的

- 第5条 本会は、宮代町のテニスの普及発展を図り、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の行事へ参加する。
1 県大会(春・秋)予選
2 町民スポーツ大会
3 町民年齢別男子ダブルス大会
4 県テニス協会主催大会
5 東部都市テニス協議会主催大会、講習会

第4章 役 員

- 第7条 本会の運営にあたり、次のように役員を置く。
1 会 長 1名
2 理 事 若干名
3 事務局 1名
第8条 役員は、会員内から互選する。
第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
原則として宮代町スポーツ協会の役員任期と同じにする。

第5章 会 計

- 第10条 1 本会は、登録会員会費、宮代町硬式テニスクラブ負担金をもって運営を行う。

- 2 本会は、登録会員から登録料として年間定められた会費
1人当たり1,000円を徴収する。
- 3 会費は、毎年3月に納めるものとする。
- 4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 総 会

- 第11条 本会は、年1回3月（または4月）に総会を開くものとする。
総会の構成員は、会長、理事、事務局、団体代表者、個人登録代表者とする。
- 第12条 総会で次の事項を審議決定する。
- 1 前年度の事業報告及び決算
 - 2 当年度の事業及び予算
 - 3 その他必要事項

付 則

本会規約の改正は、総会出席会員の過半数の決議において決定する。
本会の規約は、令和8年3月8日から施行する。